

震災対策編
第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及びが県実施する計画】(企画総務部)

受信した緊急地震速報を市民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

イ 【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態(多量の119番通報等)が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

〔様式 1〕被害状況報告(概況速報)

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、

被害情報等の把握に努める。

諏訪地方事務所長は、被災地における被害の状況から、県本庁の応援が必要と認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを編成し、速やかに派遣する。

また、市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（調査事項別の担当調査機関及び協力機関）を準用する。

4 被害状況等報告内容の基準

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（被害状況等報告内容の基準表）を準用する。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とかなるが、それぞれの様式は資料編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 市の実施事項

- a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(イ) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部を設置した場合は総務班。以下同じ。）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係機関省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

(a) 県において災害対策本部を設置した災害

(b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。

(ウ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震源速報を発表した地震に対して、津波警報・注意報を行う必要がないことが分かった時点で発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名及び津波の心配なしからなる。

なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

長野県内震度観測点で震度3以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度4以上、その他の都道府県で震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

(オ) 地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報。

(カ) 各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（企画総務部）

ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。

(2) 【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。

（危機管理部）

エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。

（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。

（危機管理部）

カ 県有（警察）ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(3) [電気通信事業者が実施する事項]

重要通信の優先的な取扱を図る。

〔資料 15〕アマチュア無線による災害時応援協定

【別記1】茅野市災害収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記1]を準用する。

【別記2】災害情報収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記2]を準用する。

第2節 非常参集職員の活動

第3節 広域相互応援活動

第4節 ヘリコプターの運用計画

第5節 自衛隊の災害派遣

第6節 救助・救急・医療活動

第7節 消防・水利活動

第8節 要配慮者に対する応急活動

第9節 緊急輸送活動

第10節 障害物の処理活動

第11節 避難収容及び情報提供活動

→ 風水害対策編 参照

- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 遺体の捜索及び処置等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 下水道施設応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動
- 第26節 鉄道施設応急活動
- 第27節 災害広報活動
- 第28節 土砂災害等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。また、緊急地震速報を受信した場合は利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部、都市建設部、教育委員会）

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 緊急地震速報受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (イ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部、都市建設部、教育委員会）

- (ア) 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行い、危険度判定のための班編成、実施計画を立てる。
- (ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。
- (イ) 市町村から、被災住宅の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【市の実施する対策】（教育委員会）

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【県が実施する対策】

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

ウ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

第30節 道路及び橋梁応急活動

第31節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第3.2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や宅地に係る二次災害を防止するため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の派遣等の活動を行う。
また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物や宅地関係]

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

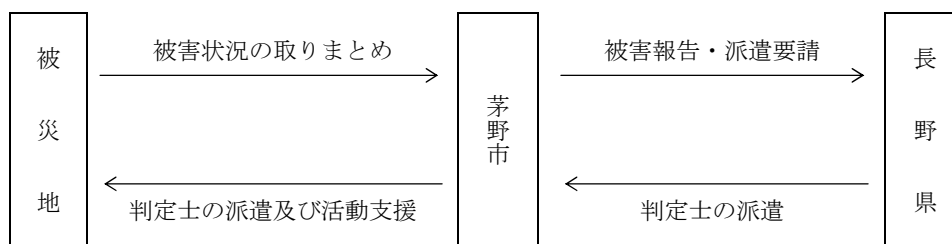
[建築物関係]

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
- c 市内の被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる



イ 【県が実施する対策】

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

ウ 【建築物や宅地の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講ずる。

[道路及び橋梁関係]

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

道路及び橋梁のパトロール等を実施し、被害を把握するとともに、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をする。（建設部、警察本部）
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部）
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部）
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部）

エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア [危険物関係]

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ [毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

(イ) 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止

措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）

(イ) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

ウ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受ける恐れのある地域では総て立ち入り禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

[高圧ガス]

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

ウ 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。

- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
- b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
- c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
- d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。

- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
- c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス]

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施す

るよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

ウ 【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

エ 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

[毒物劇物関係]

ア 【市が実施する対策】 (企画総務部)

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策 (衛生部)

a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。

b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請 (衛生部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等 (警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

ウ 【関係機関が実施する対策】 (毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

ウ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

緊急点検結果の情報にもとづき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

(オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨洪水警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

- 第33節 ため池災害応急活動
- 第34節 農林水産物災害応急活動
- 第35節 文教活動
- 第36節 飼育動物の保護対策
- 第37節 ボランティアの受入れ体制
- 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第39節 災害救助法の適用
- 第40節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照